

在宅医療のご案内

すこやか診療所では、利用者の皆様が安心して在宅療養していただけるように病院・訪問看護ステーション・ヘルパーステーション・ケアマネジャーとともに連携をとりながら在宅医療を提供いたします。どんなことでも、まずご相談下さい。

○ 訪問診療とは？

「定期的な往診」のことをいいます。原則として、曜日固定で月2回以上の訪問診療を行います。

必要な薬剤は病院と同じように処方できます。「できるだけ在宅で」という患者さんのご希望にできる限り応えていきます。

○ 訪問診療は何時ごろになりますか？

医師は午前中の診療が終わって、午後2時ごろ出発します。

1回の訪問で、6～7軒を訪問いたします。事前のお知らせより、多少の時間のずれが生じますが、ご了承下さい。

○ お薬はどうするの？

訪問診療後に必要な薬の処方せんを発行いたします。ご希望の保険薬局にお出してください。保険薬局の薬剤師が訪問し、お薬をご自宅にお届けする制度（訪問服薬指導）もあります。保険薬局とご相談ください。

もし、臨時にお薬が必要になった時には、すこやか診療所にお困りの症状を電話にてお知らせください。

○ 緊急時の連絡方法は？

◇平日（昼間）

すこやか診療所 TEL 058-243-0791

「往診を受けている〇〇です」とお話しください。

◇夜間・休日

みどり病院 TEL 058-241-0681

緊急の時は、まず深呼吸して電話番号を間違えないようにして病院か救急隊（119）に連絡してください。

在宅医療の指定について

すこやか診療所の在宅医療は健康保険と介護保険による以下のような指定（届け出）を受けています。

○ すこやか診療所は健康保険の「在宅療養支援診療所」です

地域において在宅療養に主たる責任を持つことを意味しており、緊急時の連絡体制や訪問看護事業所との連携などが義務づけられています。みどり病院等の救急指定病院・入院施設とも連携・協力します。通常の訪問診療料の他に、所定の「在宅時総合医学管理料」が算定されます。



○ すこやか診療所は介護保険の「居宅療養管理指導」に指定されています

介護保険によって要支援・要介護の認定を受けられた方で、通院が困難な方が対象となります。ご自宅（居宅）を訪問し、継続的な医学的管理に基づいて医師により以下のことをおこないます。

- ① 居宅介護支援事業者（ケアマネ）への居宅サービス計画作成等に必要な情報を提供します。
- ② 要介護者または家族の方への居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言をおこないます。
- ③ その他療養上必要な事項についての指導・助言等を行います。

在宅医療の費用について

在宅医療は公的保険が適用されます。健康保険と介護保険の制度に基づき、所定の一部負担金をいただいております。保険の種類によって自己負担額が異なってきます。



○ 健康保険の負担金は？

月2回の定期的な訪問診療を行う場合の費用負担例です。身体障害者3級以上の受給者証をお持ちの方の負担はありません。特定疾患医療券も適用されます。

対象	負担割合	標準負担月額	負担上限額
高齢者	1割	約 6,500円	12,000円
	3割	約20,000円	44,400円
一般	3割	約20,000円	80,100円+超過1%

※一部負担金は訪問診療・往診の回数及び診療内容によって異なってきます。

※薬代は薬局にてお支払いいただくことになります。

○ 介護保険の利用料は？

訪問診療や往診の際に介護保険を利用している方については「在宅療養管理指導」が算定されます。介護保険制度において定められた利用料の1割（261円、または500円）を月に2回までいただきます。金額は訪問診療・往診の回数によって異なってきます。

介護保険には身体障害者受給者証は適用されません。

別紙「重要事項等説明書」に掲げる事業地域をはずれている方については「居宅療養管理指導」に関わる交通費を実費でいただくことがあります。

よくいただくご質問



患者さんや家族の方からよくいただくご質問についてお答えいたします。

Q 退院後に往診を希望します

入院中に主治医の先生にお申し出て、紹介状を当診療所に発行してもらってください。すぐに検討し、お返事いたします。地域や病状によってはお受けできない場合もあります。

Q 緊急時のみの往診は可能ですか？

緊急時のみの往診対応はおこなっておりません。みどり病院や救急指定病院の外来に受診してください。

Q 麻薬などのお薬は出せますか？

必要な薬剤は病院と同じように処方できます。「できるだけ在宅で」という患者さんのご希望にできる限り応えていきます。

Q 訪問にかかる交通費は必要ですか？

いたいておりません。費用は健康保険と介護保険の一部負担金のみです。ただし、別紙「重要事項等説明書」に掲げる事業地域をはずれている方について「居宅療養管理指導」に関わる交通費を実費でいただくことがあります。

Q 衛生材料などの物品は費用がかかりますか？

現在では多くの衛生材料は保険診療の対象となっています。保険診療の規定の範囲内で供給いたします。

専門の相談員による相談を承ります

健康保険、介護保険の負担金は増え続けています。専門資格を有した相談員を複数名配置しております。各種公的扶助の適用などのご相談を承ります。

在宅患者の皆さんへ

すこやか診療所は「在宅療養支援診療所」として、下記の医療機関と連携して在宅医療をおこなっています。患者さんが安心して在宅療養をおこなえるようサポートいたします。夜間・休日に容体の急な変化があった場合など、お困りの時には、お電話で相談を承ります。必要に応じて、下記の訪問看護ステーションとも連携して、24時間往診・訪問看護ができる体制を取っておりますので、お申し出ください。

連携医療機関、訪問看護ステーション、介護支援専門員（ケアマネジャー）や他の保健医療サービスおよび福祉サービスの事業所とも連携をとりながら運営しております。患者さんの「療養上必要な情報」を主治医から関連事業所に提供いたしますことをご了承ください。

○ 緊急時・急変時・相談等の連絡先

①すこやか診療所 〒501-3113 岐阜市北山 1-13-11

058-243-0791 (月～金 8:30～17:00)

(第1・3土曜日 8:30～12:30)

(受付事務職員がお伺いいたします)

②携帯電話

090-2574-5274 (月～金 17:00～翌日8:30)

(第1・3土曜日 12:30～翌日8:30)

(上記以外の土曜日・日曜・休日・休診時)

(待機看護師がお伺いいたします)

③みどり病院 〒501-3113 岐阜市北山 1-14-24

058-241-0681 (受付事務職員がお伺いいたします)



○ 連携医療機関

☆みどり病院	〒501-3113	岐阜市北山 1-14-24	058-241-0681
☆華陽診療所	〒501-8156	岐阜市祈年町 1-24-3	058-272-5322
☆こがねだ診療所	〒501-3947	関市上白金 1-24-3	0575-28-6366
☆しずさと診療所	〒503-0982	大垣市久徳町 153-1	0584-93-1170

☆みどり訪問看護ステーション 058-241-1404

☆しずさと訪問看護ステーション 0584-93-1173

○ 担当医師

☆往診担当医師（下記の医師により連携して24時間対応いたします）

横山道江、岩井雄司、松井一樹、青山紀之、日比野将也、中村信政、西尾大樹
太田淳、野々山由紀子、森逸治、青木敏之、柄澤正人、長谷川真基

○ 保険医療・福祉サービスとの連携調整担当者

☆連携調整担当者：すこやか診療所 058-243-0791 看護師：三輪佳余子